

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 軽米町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	112.4 %
全職員	92.7 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職（6級：課長）	—
本庁課長相当職（5級：主幹）	101.3 %
本庁課長補佐相当職（4級：副主幹）	95.3 %
本庁係長相当職（3級：係長、主査、主任）	91.4 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	73.7 %
31～35年	91.4 %
26～30年	97.7 %
21～25年	94.1 %
16～20年	124.6 %
11～15年	87.3 %
6～10年	107.2 %
1～5年	105.5 %

#### 【説明欄】

- ・男女の給与の差異が発生する要因として、扶養手当は世帯主となっている男性職員に支給するケースが多く、受給者に占める男性の割合が高くなっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員では、女性職員の専門職での採用が多いため、男性職員と比較して給与の水準が高くなっている。
- ・本庁部局長・次長相当職については、該当となる女性職員がいないため記載していない。
- ・勤続年数10年以内については、採用前に一定の前職歴のある女性職員を採用したため、女性職員の給与の水準が高くなっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。